

## 野沢温泉村観光施設整備資金融資あっせん要綱

平成20年3月18日

要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内の観光関連事業所の施設の整備を促進し、観光事業の振興をはかるため、長野県信用保証協会（以下「保証機関」という。）並びに金融機関の協力を得て、当該中小企業者に対し必要な資金の融資あっせんを行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(資金の預託)

第2条 村は、この要綱に基づく融資あっせんを行うため、予算の範囲内で資金を金融機関に預託するものとする。

2 保証機関は、金融機関がこの要綱に基づく融資あっせんを行うため、保証協力するものとする。

3 村は、保証機関及び金融機関と預託、融資について契約または協定を締結して行う。

(金融機関)

第3条 融資あっせんを取り扱う金融機関は、ながの農業協同組合野沢温泉支所、八十二銀行飯山支店及び長野信用金庫飯山支店とする。

(預託金の運用)

第4条 金融機関は、村からの預託を受けたときは、当該預託金の3倍以内の資金を村長のあっせんに基づき当該融資希望者に貸付けるものとする。

(預託期間)

第5条 預託金の預託期間は、年度末日までとする。

(融資対象者の資格)

第6条 資金のあっせんを受けることができる者は、本村内に住所または事業所を有し村税等の完納者であって、かつ、現に旅館、民宿等の宿泊事業、または観光関連事業の小売業を営んでいる者、若しくは営もうとする者。または危機関連保証制度要綱（平成29・10・23中庁第1号）に定める危機関連保証を利用する者。

(貸付限度額、貸付期間、貸付利率等)

第7条 資金の貸付限度額、貸付期間、貸付利率等及び償還方法は次の各号に掲げるとお

りとする。

- (1) 貸付限度額は、1事業者当たり500万円以上1,000万円以内とする。
- (2) 貸付期間、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）とする。
- (3) 貸付利率、年1.8パーセント以内とする。
- (4) 償還方法、分割償還とする。

（融資対象施設）

第8条 融資の対象となる施設は、本村内に設置する施設であつて、観光事業に必要な次に掲げる施設（屋外体育施設、駐車場、車庫及び土地の取得費、補償費等に要する経費を除く。）とする。

- (1) 旅館、民宿等宿泊施設
- (2) 店舗等
- (3) 屋内体育館施設
- (4) その他村長が特に認めた施設

（担保及び保証人）

第9条 資金の貸付けに対する担保は、必要に応じて徴する。

2 融資あっせんの申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）の連帯保証人は、原則不要とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定めるところにより連帯保証人をたてるものとする。

- (1) 申込者が中小企業者（個人の場合は除く。）または中小企業団体等の場合、その経費責任のある地位の役員（代表権のある者をいう。）を連帯保証人として個人保証させることができる。
- (2) 申込者が実質的な経営権を持っていない場合、営業許可名義人を連帯保証人として個人保証させることができる。
- (3) 申込者が営業許可名義人でない場合、営業許可名義人を連帯保証人として個人保証させることができる。
- (4) 申込者（法人の場合は、その代表者）が、配偶者とともに当該事業に従事している場合、配偶者を連帯保証人として個人保証させることができる。
- (5) 申込者または代表者に健康上の理由がある場合、事業継承予定者を連帯保証人として個人保証させることができる。
- (6) 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証の許容額を

超える依頼がある場合であって、当該協力者または支援者から積極的に連帯保証の申出があった場合、当該協力者または支援者を連帯保証人として個人保証させることができる。

(補給金等)

第10条 村長は、予算の範囲内で保証機関へ補給金を交付するものとする。

2 前項の補給金の保証料率は、保証機関が定める保証料率の80パーセントとする。

3 長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱別表1に掲げる資金については、当該資金に係る保証料に対して、長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱別表2に掲げる保証料率に相当する額の2分の1を県が負担した場合、村は当該保証料の2分の1を負担するものとする。

(あっせん申込み)

第11条 資金の貸付けを受けようとする者は、野沢温泉村観光施設整備資金融資あっせん申込書(様式第1号)に所定事項を記入し、村長に申込みものとする。

(1) 見積書及び設計図(平面図)

(2) 貸借対照表及び損益計算書または、これらに準ずるもの

(3) その他村長が必要とする書類

(あっせん決定)

第12条 村長は、前条の申込書を受理したときは、その内容を審査し、あっせんすべきものと決定したときは、これを金融機関及び保証機関へ通知するものとする。

(報告)

第13条 金融機関は、村長のあっせんに基づき資金を貸付けたときは、そのつど村長に報告するものとする。

(資金の返還)

第14条 借受人が、その目的とするもの以外に資金を使用したときは、貸付金全額の返還を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成20年4月1日以後にあっせんを行うものから適用し、この要綱によ

る改正前の野沢温泉村観光施設整備資金融資あっせん要綱に基づく資金の貸付については、なお従前の例による。

附 則（平成23年6月1日要綱第8号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日要綱第9号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、平成28年3月31日以後にあっせんを行うものから適用し、この要綱による改正前の野沢温泉村観光施設整備資金融資あっせん要綱に基づく資金の貸付については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月7日要綱第2号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日要綱第4号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日要綱第6号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年 月 日要綱第 号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。